

令和 2 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

建設業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況であり、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要とされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定等、元請下請関係の適正化の推進に努めているところです。

しかしながら、元請下請間においては、不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが依然として存在すると指摘されています。

また、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性はますます高まってきています。

以上を踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、関係法令、「建設工事の工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会答申）やガイドライン等を遵守するほか、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努めるよう要請がありました（別添 1）ので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について（別添 2）も、併せて周知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

- 別添 1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別添 2 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について
- 参考 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等についての概要

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より貴団体傘下建設企業等に対する指導方お願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業を守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月29日国総建第100号。)の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきている。

加えて、第198回通常国会においては、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第30号。以下「一部改正法」という。)が昨年6月12日に公布され、一部規定を除き、本年10月より施行することとなっている(改正後の建設業法を以下「改正建設業法」という。)。また、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等を規定する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第35号。以下「改正品確法」という。)が昨年6月14日に公布され、同日から施行された。加えて、改正品確法を受けて「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の一部変更が昨年10月18日に閣議決定され、同月21日付けで告示(令和元年国土交通省告示第721号。以下「改正品確法基本方針」という。)されたところである。

については、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会答申。）や「建設業法令遵守ガイドライン」等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。さらに、適切な水準の賃金等に加えて、法定福利費、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。加えて、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底すること。このほか、改正建設業法第20条の規定により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければならないことに留意すること。

また、改正建設業法第20条の2の規定により、建設工事の注文者は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

2. 社会保険加入の徹底について

一部改正法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件となる点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項となる点に留意するとともに、一部改正法の施行以降は、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、建設キャリアアップシステムの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。

また、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要である。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、平成30年6月からは、国土交通省直轄工事において、元請企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を始めたところである。

また、改正品確法及び改正品確法基本方針において、公共工事等を実施する者は、元請負人に限らず全ての下請負人も含め、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者等の責務とされたところである。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費の確保に努めること。また、昨年度、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によると、前回調査と比較して一定の改善は見られたものの、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、平成29年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したところであるが、地方公共団体、特に市町村においては、この取組の導入が進んでいない状況にある。こうした状況を踏まえ、第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（令和2年6月15日開催）において、改めて公共発注工事、民間発注工事を問わず、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された見積書及び請負代金内訳書の活用を徹底・促進などを本年度の重点課題として掲げたところであり、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な額の請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、出

来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の額の変更に関する定め等を明示すること。

特に、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事等の着工前に書面による変更契約を徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意すること。

なお、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

4. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

昨年4月1日より施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）において、建設業については、令和6年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、政府において策定している「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂）や改正建設業法・改正品確法・改正品確法基本方針の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保の推進に努めること。

5. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合は、請負契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成31年3月29日国土建第504号）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることとしており、建設キャリアアップシステムを活用されたい。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日国土建第272号）や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日国土建第309号）に十分留意すること。

6. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

7. 下請代金の支払について

労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、改正建設業法第24条の3の規定により、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことを踏まえ、手形等による支払は慎み、少なくとも労務費相当

分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定すること。また、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年3月12日通商産業省告示第82号）及び「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）に基づき、そもそも元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うとされていることに留意すること。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

手形期間については、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内に、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

8. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。建設工事に従事する建設技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用について、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切に就業履歴の蓄積できるよう、カードリーダーの設置、現場・契約登録、施工体制登録を行うとともに、その工事に従事する下請事業者に対して施工体制への事業者及び技能者登録を行うよう指導し、一人一人の建設技能者の技能と経験に応じて適切な処遇を受けられるよう、環境整備を行うこと。加えて、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、その掛金は工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解される。公共工事においては、積算上、証紙交付に係る事業主負担額が予定価格に反映され、かつ、発注の条件となっている等により普及が進んではいるが、現場の技能労働者一人ひとりに証紙の交付・貼付が徹底されるよう、元請負人と下請負人との間における証紙の交付・請求事務を適切に行うとともに、改めて、元請負人が下請負人に対して、本来交付すべき証紙の辞退を不適切に求めるようなことがないよう周知徹底すること。また、民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、証紙購入額を適切に見込んだ工事の見積もりを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金を受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。さらに、元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請負人に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切な運用を行えるように努めなければならないことに留意すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

9. 技能労働者への適切な賃金の支払について

建設業の高齢化が進展する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。改正品確法及び改正品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善が元請負人に限らず全ての下請負人も含めた受注者等の責務とされたところである。

また、平成25年4月以降これまで8度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業4団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は令和元年までの7年間で約18%上昇し、他産業と比較しても高い伸び率を示しており、製造業の水準に迫る勢いとなっているものの、未だ十分とは言えない状況である。政府から経済界に対し、賃金の継続的な引き上げに向けた取組が要請されていること、国土交通大臣より建設業4団体に対して、現場の技能者への適切な水準の賃金支払いと適切な請負金額での下請契約に向けた具体的な取組の実施を要請していること、この要請を受けて元請事業者団体においては下請けからの見積を尊重する取組を継続するとともに、専門工事業団体においては技能者の能力評価基準に応じた賃金目安設定の取組が開始されたことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、8年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、昨年度、国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請負人において、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、同年4月から本格運用が開始された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年10月1日の消費税率の引上げに当たって、関係法令が改正され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（令和元年7月8日国土建推第9号）等を通知してきたところであり、これらを踏まえ、下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

特に、令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることに十分留意すること。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業

所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

1 1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等について

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等に対する配慮については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）等を通知してきたところであるが、改めて建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、適切な工期の見直しや一時中止等の措置、それに伴う適正な手順による書面による契約締結、下請負代金の設定及び適切な代金の支払等を実施するため、上記1から10までの事項に十分留意し、元請負人と下請負人の間の取引の適正化の徹底等に努めることに加え、引き続き「駆け込みホットライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めること。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日改訂版））」を踏まえ、建設現場の「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスク軽減等を徹底すること。

1 2. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止について

改正建設業法第24条の5の規定により、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

1 3. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から12までの事項に準じた配慮をすること。

国 不 建 整 第 8 号

令和 2 年 7 月 3 1 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

(公 印 省 略)

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和 2 年 7 月 3 1 日付け国不建推第 3 号・国不建整第 6 号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第 6 条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- ① 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- ② 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- ③ 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- ④ 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導係員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- ⑤ 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- ⑥ 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮仮費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- ⑦ この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

(下段): 公共工事設計勞務單價 + 必要經費(法定福利費(事業主負擔分)、勞務管理費、宿舍費等) (參考值)

地方経済 協会連合会		所定労働時間内時間当たりの金額(単位:円)																			
都道府県名	特殊作業員	普通作業員	経理事務員	造園工	農漁工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	建設工	溶接工	運転手 (特注)	運転手 (一般)	港かん工	港かん 世帯役	さく留工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員	
北海道	01 北海道	21,100 (29,700)	17,300 (24,300)	14,400 (20,200)	19,700 (27,700)	26,400 (37,100)	23,700 (33,300)	-	22,000 (30,900)	20,900 (29,400)	24,700 (34,600)	25,000 (35,200)	24,200 (34,000)	26,600 (37,400)	20,700 (29,100)	17,600 (24,700)	35,100 (49,400)	41,700 (58,600)	-	38,300 (53,800)	27,900 (39,200)
	02 青森県	24,300 (34,200)	17,900 (25,200)	13,600 (19,100)	18,500 (27,400)	26,800 (37,700)	24,600 (34,600)	-	25,300 (35,600)	19,200 (27,000)	26,100 (36,700)	23,200 (32,600)	22,000 (30,900)	27,400 (34,900)	26,200 (38,800)	23,900 (33,600)	34,400 (48,400)	40,900 (57,500)	32,000 (45,000)	38,000 (51,700)	26,500 (37,800)
	03 岩手県	23,400 (32,900)	19,300 (27,100)	14,300 (20,100)	20,500 (28,800)	28,200 (38,600)	23,600 (32,200)	-	25,400 (35,700)	20,200 (28,400)	26,000 (36,600)	23,400 (32,900)	25,000 (35,200)	25,000 (30,900)	26,000 (36,600)	22,000 (36,600)	34,400 (48,400)	40,900 (57,500)	32,000 (45,000)	38,000 (54,700)	27,100 (38,100)
	04 宮城県	24,800 (34,900)	19,200 (27,000)	15,300 (21,500)	21,500 (30,200)	28,900 (40,600)	26,700 (37,500)	-	25,400 (35,700)	21,600 (30,400)	31,200 (44,000)	26,400 (37,100)	26,800 (37,800)	26,800 (38,200)	27,200 (34,400)	24,500 (48,100)	34,200 (55,900)	40,500 (56,000)	31,600 (44,000)	38,800 (54,600)	26,900 (37,800)
	05 秋田県	22,900 (30,500)	18,100 (24,800)	14,600 (20,400)	20,200 (28,800)	26,900 (34,800)	24,300 (33,400)	-	25,400 (35,700)	19,800 (28,400)	26,800 (37,800)	23,800 (32,600)	23,700 (30,900)	25,300 (40,800)	24,400 (38,700)	25,300 (40,800)	34,300 (49,900)	40,900 (57,500)	32,000 (45,000)	37,600 (52,900)	27,300 (38,400)
山形県	06 山形県	23,000 (32,300)	18,100 (25,400)	15,300 (21,500)	20,500 (29,000)	25,600 (36,000)	24,400 (34,300)	-	25,200 (35,400)	20,600 (28,800)	27,200 (38,200)	24,800 (34,800)	26,400 (37,100)	26,600 (37,800)	23,900 (41,000)	21,700 (33,600)	40,800 (57,400)	46,800 (65,000)	32,100 (45,000)	39,200 (54,000)	28,200 (38,200)
	07 福島県	24,800 (34,900)	18,100 (26,900)	16,600 (23,300)	21,100 (29,700)	28,000 (37,400)	26,500 (37,300)	26,400 (37,100)	25,500 (35,900)	21,100 (29,700)	27,500 (38,700)	24,700 (37,300)	25,500 (37,300)	26,500 (37,300)	23,100 (32,500)	20,900 (29,400)	34,400 (48,400)	40,700 (57,200)	31,800 (44,700)	37,500 (52,700)	26,700 (37,500)
	08 茨城県	21,900 (30,800)	20,300 (28,500)	14,100 (19,800)	20,600 (29,000)	24,200 (34,000)	25,600 (36,000)	26,800 (37,700)	25,200 (35,400)	21,800 (30,700)	25,200 (35,400)	23,700 (33,300)	25,000 (35,200)	28,400 (39,300)	24,700 (33,300)	19,500 (27,400)	29,800 (42,000)	35,400 (49,800)	29,900 (42,000)	31,400 (44,100)	24,200 (34,000)
	09 栃木県	21,700 (30,500)	19,700 (28,100)	14,900 (20,700)	20,400 (28,800)	25,800 (35,200)	24,200 (33,400)	26,500 (35,400)	25,200 (34,800)	21,500 (30,400)	25,200 (34,400)	24,600 (33,600)	26,300 (35,200)	29,100 (40,800)	21,300 (30,900)	20,400 (28,700)	30,000 (42,000)	35,500 (49,900)	33,500 (46,000)	31,800 (44,800)	24,600 (34,600)
	10 群馬県	21,700 (30,500)	20,100 (28,300)	15,000 (21,100)	20,500 (28,800)	25,800 (37,800)	23,100 (32,500)	25,800 (35,200)	25,000 (33,700)	21,100 (29,700)	24,500 (33,700)	24,700 (33,700)	23,200 (32,300)	25,000 (34,000)	27,200 (38,200)	23,700 (30,500)	25,700 (42,300)	32,000 (49,000)	27,200 (42,300)	29,300 (49,000)	24,300 (34,300)
埼玉県	11 埼玉県	23,300 (32,800)	20,600 (29,000)	14,800 (20,500)	20,300 (28,500)	25,800 (37,500)	26,700 (37,800)	26,800 (37,800)	25,300 (35,600)	23,200 (32,600)	27,000 (38,000)	25,100 (35,300)	26,700 (37,500)	28,400 (39,000)	24,600 (34,600)	21,500 (30,200)	35,500 (50,000)	39,000 (53,000)	29,900 (42,000)	30,300 (44,000)	24,300 (34,200)
	12 千葉県	24,100 (33,900)	20,300 (28,500)	14,800 (20,800)	21,200 (29,800)	25,700 (36,100)	27,700 (38,900)	27,500 (38,900)	25,300 (35,600)	23,400 (34,200)	28,100 (39,500)	25,000 (35,200)	26,900 (37,800)	28,500 (40,100)	26,900 (37,800)	24,000 (33,700)	30,000 (42,000)	35,500 (49,000)	29,900 (42,000)	30,200 (42,500)	24,300 (34,300)
	13 東京都	24,600 (34,600)	21,500 (29,700)	15,400 (21,600)	21,200 (29,400)	27,100 (38,400)	27,300 (38,400)	29,300 (40,600)	25,500 (35,900)	27,600 (38,900)	25,700 (36,100)	28,300 (39,600)	28,300 (39,600)	28,300 (40,600)	30,200 (41,500)	24,200 (33,900)	30,000 (42,000)	35,500 (49,000)	29,400 (42,000)	31,300 (44,300)	24,200 (34,200)
	14 神奈川県	24,900 (35,000)	21,500 (29,700)	15,100 (21,300)	20,700 (28,900)	27,500 (38,700)	27,300 (38,400)	29,300 (40,600)	25,500 (35,900)	27,600 (38,900)	25,700 (36,100)	28,300 (39,600)	28,300 (39,600)	28,300 (40,600)	30,200 (41,500)	24,200 (33,900)	30,000 (42,000)	35,500 (49,000)	29,400 (42,000)	31,300 (44,300)	24,200 (34,200)
	15 山梨県	23,700 (33,200)	21,300 (29,800)	14,800 (20,800)	20,600 (28,900)	26,500 (37,300)	24,700 (34,400)	24,800 (35,000)	24,900 (35,000)	25,400 (35,700)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)	26,000 (36,600)
長野県	20 長野県	23,200 (32,100)	19,700 (27,700)	15,600 (21,600)	20,500 (28,500)	25,600 (36,000)	24,100 (33,900)	25,200 (35,400)	21,600 (31,400)	23,800 (34,000)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)	24,500 (34,700)
	21 新潟県	22,500 (31,400)	19,000 (27,900)	16,600 (24,600)	20,400 (28,400)	27,200 (35,200)	23,500 (33,300)	23,500 (33,300)	24,500 (34,400)	21,100 (29,700)	24,700 (34,700)	23,200 (32,600)	24,000 (33,400)	25,200 (34,600)	22,300 (31,700)	19,500 (28,900)	33,800 (47,200)	40,100 (53,500)	30,400 (43,800)	36,700 (50,100)	25,500 (38,900)
	22 富山県	25,000 (35,200)	20,100 (28,300)	15,500 (21,800)	20,100 (28,300)	26,100 (40,600)	25,100 (37,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23 石川県	24,100 (33,900)	20,700 (29,100)	15,400 (21,700)	19,900 (28,300)	26,400 (40,800)	26,400 (40,800)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24 岐阜県	22,800 (32,100)	20,300 (28,500)	15,100 (21,400)	21,400 (30,100)	26,700 (36,300)	25,800 (36,300)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
静岡県	21 岐阜県	22,800 (32,100)	20,300 (28,500)	15,100 (21,400)	21,400 (30,100)	26,700 (36,300)	25,800 (36,300)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	22 静岡県	22,600 (31,500)	21,400 (30,300)	13,700 (20,100)	20,700 (28,400)	26,400 (35,200)	25,000 (33,800)	28,000 (37,900)	22,800 (32,700)	25,800 (35,700)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	26,700 (36,600)	
	23 愛知県	23,700 (33,200)	20,300 (28,800)	15,500 (21,800)	20,700 (29,000)	27,600 (38,100)	27,600 (38,100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24 三重県	22,700 (31,900)	19,600 (27,600)	14,700 (20,700)	21,700 (29,700)	27,200 (38,200)	27,200 (38,200)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25 滋賀県	20,400 (28,700)	17,300 (25,600)	13,500 (19,800)	20,100 (28,400)	23,600 (33,200)	22,200 (31,200)	28,000 (39,400)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛知県	25 滋賀県	20,400 (28,700)	17,300 (25,600)	13,500 (19,800)	20,100 (28,400)	23,600 (33,200)	22,200 (31,200)	28,000 (39,400)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26 京都府	20,200 (28,400)	18,300 (26,500)	13,300 (19,500)	20,900 (29,100)	24,800 (34,000)	23,700 (32,900)	23,600 (32,800)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27 大阪府	21,500 (30,400)	19,000 (26,700)	13,200 (19,900)	20,900 (29,800)	24,900 (34,800)	24,800 (34,700)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	28 兵庫県	19,400 (27,300)	19,200 (27,000)	13,200 (18,600)	20,000 (28,100)	23,700 (33,300)	23,700 (33,300)	23,500 (33,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	29 奈良県	21,700 (30,500)	19,100 (26,900)	14,000 (19,700)	21,900 (30,800)	24,800 (34,900)	24,800 (34,900)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	30 和歌山県	21,600 (29,500)	19,300 (27,100)	13,600 (19,100)	20,600 (28,600)	24,000 (33,700)	24,000 (33,700)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31 鳥取県	18,500 (26,000)	15,000 (21,100)	13,200 (18,600)	18,500 (26,000)	22,100 (31,100)	21,800 (30,700)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	32 島根県	18,800 (26,400)	16,200 (22,800)	13,300 (18,700)	18,800 (25,300)	21,200 (28,800)	21,200 (28,800)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	33 岡山県	19,900 (28,900)	17,500 (24,600)	13,500 (19,600)	18,600 (26,400)	22,600 (31,800)	22,500 (31,600)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	34 広島県	20,200 (28,400)	18,300 (26,500)	13,300 (19,500)	20,900 (29,100)	24,800 (34,000)	23,700 (32,900)	23,600 (32,800)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山口県	35 山口県	18,800 (26,400)	16,800 (23,600)	13,300 (18,700)	18,200 (25,600)	22,200 (31,400)	22,300 (31,400)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	36 徳島県	20,700 (29,100)	18,500 (26,000)	13,700 (19,500)	17,800 (25,000)	22,700 (31,800)	22,600 (31,700)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	37 香川県	21,500 (29,300)	19,000 (26,700)	13,800 (19,500)	18,200 (25,600)	22,900 (31,600)	22,800 (31,500)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	38 愛媛県	20,300 (28,500)	18,600 (26,800)	13,400 (19,600)	18,400 (25,600)	22,400 (31,600)	22,300 (31,500)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	39 高知県	20,100 (28,300)	17,000 (25,800)	14,400 (20,200)	18,400 (25,300)	22,500 (31,300)	22,500 (31,300)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
九州	40 福岡県	21,900 (30,800)	19,500 (27,400)	13,700 (19,300)	18,900 (26,800)	24,800 (34,800)	23,800 (33,500)	23,800 (33,500)	21,000 (29,500)	23,100 (32,500)	21,500 (30,200)	23,800 (33,200)	25,000 (34,000)	21,300 (28,900)	1						

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

地方自治体 協会名	都道府県名	トンネル 掘削工	掘りよう 特種工	掘りよう 普通工	掘りよう 特殊工	土木一般 普通工	高橋吊り	普通船員	潜水士	潜水補佐 員	潜水潜水 員	山林防務 工	軌道工	型枠工	大工	左官	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円) (単位:円)									
																	配管工	はり工	防水工	板金工	タイル工					
北海道	01 北海道	37,400 (52,600)	31,200 (43,900)	31,500 (44,300)	38,400 (54,000)	21,900 (30,800)	27,200 (38,400)	21,600 (30,400)	41,700 (58,600)	27,200 (38,400)	28,200 (39,800)	-	-	23,300 (32,800)	25,100 (35,300)	25,100 (35,300)	20,500 (28,800)	25,300 (35,600)	26,300 (37,000)	25,200 (35,400)	-					
	02 青森県	37,600 (52,900)	30,500 (42,900)	32,900 (46,300)	37,000 (52,000)	25,900 (36,400)	28,000 (39,400)	22,100 (31,100)	47,600 (65,900)	29,500 (41,500)	29,800 (41,800)	-	-	29,700 (41,800)	26,300 (37,000)	26,500 (37,300)	20,000 (28,100)	24,500 (34,400)	23,200 (32,600)	24,500 (34,000)	-					
	03 岩手県	37,700 (53,000)	30,700 (43,200)	33,000 (45,100)	38,500 (54,100)	25,900 (36,400)	28,100 (39,500)	22,100 (31,100)	49,500 (69,600)	30,700 (43,200)	31,400 (44,100)	-	-	30,000 (42,200)	27,100 (38,100)	28,200 (39,600)	21,300 (29,800)	24,500 (34,400)	23,400 (32,900)	24,700 (34,700)	-					
	04 宮城県	37,400 (52,600)	30,400 (42,700)	32,700 (46,000)	37,400 (52,600)	25,800 (36,300)	28,000 (39,200)	21,900 (30,800)	54,000 (75,900)	33,500 (47,100)	33,900 (47,700)	-	-	33,800 (47,500)	29,300 (41,200)	30,500 (42,800)	22,400 (31,500)	24,400 (34,200)	25,600 (36,000)	26,700 (37,500)	-					
	05 秋田県	37,600 (52,900)	31,000 (43,600)	32,800 (45,500)	38,200 (53,700)	26,000 (36,500)	28,000 (39,400)	22,100 (31,100)	49,100 (69,000)	30,200 (42,500)	30,800 (43,300)	-	-	26,800 (37,700)	29,000 (40,800)	29,900 (41,800)	19,400 (27,300)	24,500 (34,400)	23,800 (33,500)	24,400 (34,300)	-					
	06 山形県	37,600 (52,900)	30,900 (43,400)	32,800 (45,300)	37,400 (52,600)	25,100 (35,300)	28,000 (39,400)	23,100 (32,500)	49,400 (69,500)	30,500 (42,900)	31,000 (43,600)	-	-	31,300 (44,000)	27,200 (38,200)	28,200 (39,400)	25,200 (35,400)	24,400 (34,000)	25,600 (35,200)	26,200 (35,800)	-					
	07 福島県	37,500 (52,700)	30,500 (42,900)	32,900 (46,300)	37,400 (52,600)	25,900 (36,400)	28,000 (39,200)	23,100 (32,500)	49,400 (69,500)	30,500 (42,900)	31,200 (43,800)	-	-	31,300 (44,000)	27,200 (38,200)	28,200 (39,400)	25,200 (35,400)	24,400 (34,000)	25,600 (35,200)	26,200 (35,800)	-					
	08 茨城県	33,800 (47,500)	29,800 (41,800)	31,100 (43,700)	33,500 (47,100)	23,200 (32,600)	30,700 (43,200)	23,100 (32,500)	38,100 (53,600)	26,700 (37,500)	26,900 (37,800)	-	-	45,500 (64,000)	24,900 (35,000)	25,900 (36,400)	26,700 (37,500)	22,000 (30,900)	25,000 (35,200)	26,900 (37,800)	-					
	09 栃木県	33,900 (47,600)	30,300 (42,800)	31,100 (43,600)	33,600 (47,200)	23,100 (32,500)	30,700 (43,200)	23,100 (32,500)	38,400 (53,900)	25,100 (37,000)	27,000 (37,800)	-	-	46,300 (64,800)	24,700 (34,800)	25,300 (35,400)	27,000 (37,100)	25,100 (35,300)	27,900 (38,000)	27,400 (37,500)	-					
	東京都	10 群馬県	33,700 (47,400)	30,100 (42,600)	31,100 (43,600)	33,500 (47,100)	23,200 (32,600)	30,800 (43,300)	23,100 (32,500)	39,800 (55,100)	24,500 (34,400)	26,300 (37,000)	-	-	42,900 (60,300)	24,600 (34,600)	25,400 (35,700)	23,800 (33,500)	21,400 (31,000)	25,100 (35,300)	24,900 (35,000)	-				
11 埼玉県		33,900 (47,600)	30,300 (42,800)	31,200 (43,700)	34,000 (47,800)	23,500 (33,000)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	39,800 (55,100)	24,500 (34,400)	26,300 (37,000)	-	-	46,400 (65,200)	25,900 (36,400)	26,800 (37,300)	25,600 (36,000)	21,900 (31,700)	25,100 (35,300)	28,900 (40,600)	-					
12 千葉県		33,800 (47,500)	30,300 (42,800)	31,200 (43,700)	34,000 (47,800)	23,500 (33,000)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	39,800 (55,100)	24,500 (34,400)	26,300 (37,000)	-	-	46,400 (65,200)	25,900 (36,400)	26,800 (37,300)	25,600 (36,000)	21,900 (31,700)	25,100 (35,300)	28,900 (40,600)	-					
13 東京都		33,600 (47,400)	30,000 (42,600)	31,200 (43,700)	34,400 (48,400)	24,700 (34,100)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	41,000 (57,600)	28,300 (39,500)	28,100 (38,800)	-	-	45,200 (63,600)	26,000 (36,600)	25,600 (36,200)	27,700 (38,800)	22,800 (33,200)	25,100 (35,300)	29,900 (42,000)	-					
14 神奈川県		33,700 (47,500)	29,800 (41,800)	31,200 (43,700)	34,400 (48,400)	24,700 (34,100)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	41,000 (57,600)	28,300 (39,500)	28,100 (38,800)	-	-	45,200 (63,600)	26,000 (36,600)	25,600 (36,200)	27,700 (38,800)	22,800 (33,200)	25,100 (35,300)	29,900 (42,000)	-					
15 新潟県		33,700 (47,500)	29,800 (41,800)	31,200 (43,700)	34,400 (48,400)	24,700 (34,100)	29,200 (41,100)	23,100 (32,500)	41,000 (57,600)	28,300 (39,500)	28,100 (38,800)	-	-	45,200 (63,600)	26,000 (36,600)	25,600 (36,200)	27,700 (38,800)	22,800 (33,200)	25,100 (35,300)	29,900 (42,000)	-					
16 富山県		33,900 (47,600)	30,300 (42,800)	31,200 (43,700)	34,200 (48,200)	23,700 (33,200)	29,400 (41,300)	23,100 (32,500)	40,800 (57,400)	24,500 (34,400)	26,300 (37,000)	-	-	46,500 (65,300)	25,900 (36,400)	26,800 (37,300)	25,600 (36,000)	21,900 (31,700)	25,100 (35,300)	28,900 (40,600)	-					
17 石川県		33,900 (47,600)	30,300 (42,800)	31,200 (43,700)	34,200 (48,200)	23,700 (33,200)	29,400 (41,300)	23,100 (32,500)	40,800 (57,400)	24,500 (34,400)	26,300 (37,000)	-	-	46,500 (65,300)	25,900 (36,400)	26,800 (37,300)	25,600 (36,000)	21,900 (31,700)	25,100 (35,300)	28,900 (40,600)	-					
中部		18 岐阜県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	20,500 (28,800)			
		19 静岡県	37,100 (52,200)	30,500 (42,900)	32,400 (45,600)	33,700 (47,400)	24,300 (34,200)	27,600 (38,800)	22,200 (31,200)	43,200 (60,700)	26,800 (37,800)	27,500 (38,500)	-	-	41,500 (58,300)	25,000 (35,200)	26,700 (37,500)	25,400 (35,700)	21,600 (31,000)	25,300 (35,600)	27,000 (37,300)	25,400 (35,700)	21,200 (29,800)			
	20 愛知県	37,100 (52,200)	29,600 (42,500)	32,300 (45,400)	32,900 (46,900)	24,100 (33,800)	27,600 (38,800)	22,200 (31,200)	40,800 (57,300)	26,300 (37,300)	26,600 (37,600)	-	-	39,300 (56,100)	38,200 (53,500)	26,800 (37,800)	-	24,700 (34,400)	21,800 (31,500)	26,500 (36,200)	24,700 (34,400)	-				
	21 三重県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	22 奈良県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	23 和歌山県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	24 徳島県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	25 香川県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	26 高松市	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	27 愛媛県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
28 高知県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-					
中国	29 福岡県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	30 佐賀県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	31 大分県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,500)	26,700 (37,500)	24,100 (33,800)	25,500 (35,200)	24,500 (34,400)	24,400 (34,300)	-				
	32 熊本県	37,100 (52,200)	28,700 (41,800)	32,300 (45,400)	33,400 (47,000)	24,100 (33,800)	27,700 (38,900)	22,200 (31,200)	37,800 (53,100)	24,700 (34,700)	24,300 (34,200)	-	-	27,800 (40,000)	38,700 (54,000)	26,500 (37,										

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 - 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
 - 7 この必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

地方運輸 協同会名	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)										
		サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保潔工	設備修繕工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	
北海道	01 北海道	25,200 (35,400)	-	24,500 (34,400)	22,100 (31,100)	21,300 (29,800)	20,300 (28,500)	23,600 (33,200)	22,700 (31,900)	13,900 (19,500)	11,800 (16,600)	
	02 青森県	27,000 (38,000)	-	24,000 (33,700)	23,300 (32,800)	-	19,300 (27,100)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	12,900 (18,100)	11,300 (15,900)	
	03 岩手県	27,000 (38,000)	-	23,700 (34,200)	23,400 (32,900)	-	19,500 (27,400)	22,000 (30,900)	21,800 (30,800)	13,800 (19,400)	12,000 (16,800)	
	04 宮城県	28,800 (40,600)	-	26,400 (37,100)	23,000 (32,300)	-	19,900 (28,000)	22,000 (30,900)	21,900 (30,800)	15,100 (21,200)	13,000 (18,300)	
	05 秋田県	27,300 (38,400)	-	24,300 (34,200)	23,300 (32,800)	-	19,400 (27,300)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	13,000 (18,300)	11,200 (15,700)	
	06 山形県	26,700 (37,500)	-	25,600 (36,000)	23,300 (32,800)	21,400 (30,100)	20,600 (29,000)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	14,700 (20,700)	12,600 (17,700)	
	07 福島県	27,300 (38,400)	-	26,300 (37,000)	23,300 (32,800)	22,700 (31,800)	20,300 (28,500)	22,100 (31,100)	21,900 (30,800)	15,100 (21,200)	13,000 (18,300)	
関東	08 茨城県	25,700 (36,100)	-	27,800 (38,100)	24,800 (34,900)	-	22,000 (30,900)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	14,700 (20,700)	13,400 (18,800)	
	09 栃木県	25,800 (36,300)	-	28,300 (38,600)	24,800 (34,900)	-	21,800 (30,700)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	14,300 (20,100)	12,400 (17,400)	
	10 群馬県	24,900 (35,000)	-	27,500 (37,800)	24,800 (34,900)	24,400 (34,300)	21,100 (29,700)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	13,700 (19,300)	12,000 (16,800)	
	11 埼玉県	25,400 (35,700)	-	28,000 (38,300)	24,900 (35,000)	-	22,300 (31,400)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	14,600 (20,500)	12,900 (18,100)	
	12 千葉県	25,500 (35,800)	-	27,500 (37,800)	24,900 (35,000)	-	22,000 (30,900)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	15,000 (21,100)	13,000 (18,300)	
	13 東京都	25,600 (36,000)	-	27,700 (38,000)	24,900 (35,000)	-	22,300 (31,400)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	15,500 (21,600)	13,500 (19,000)	
	14 神奈川県	25,200 (35,400)	-	28,100 (38,400)	24,900 (35,000)	24,300 (34,200)	21,600 (30,400)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	15,400 (21,700)	13,500 (19,000)	
	15 山梨県	25,400 (35,700)	-	28,300 (38,600)	24,900 (35,000)	24,300 (34,200)	21,500 (30,200)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	14,100 (19,800)	12,400 (17,400)	
	20 長野県	24,700 (34,700)	-	27,200 (37,500)	25,100 (35,300)	24,500 (34,400)	21,200 (29,800)	22,700 (31,800)	23,000 (32,300)	13,000 (18,300)	11,100 (15,800)	
	北 陸	15 新潟県	27,200 (38,200)	-	24,800 (34,900)	23,500 (33,000)	20,500 (28,800)	20,500 (28,800)	22,400 (31,500)	22,600 (31,800)	14,400 (20,200)	12,500 (17,600)
		16 富山県	26,300 (37,000)	-	24,600 (34,600)	23,400 (32,800)	20,300 (28,500)	20,300 (28,500)	22,400 (31,500)	22,600 (31,800)	14,200 (20,000)	12,900 (18,100)
		17 石川県	25,800 (36,300)	-	23,800 (33,600)	23,400 (32,900)	19,900 (28,000)	21,100 (29,700)	22,400 (31,500)	22,600 (31,800)	14,800 (20,800)	12,800 (18,000)
中 部		21 岐阜県	25,600 (36,000)	-	24,900 (35,000)	24,400 (34,300)	22,700 (31,800)	20,700 (29,100)	24,000 (33,700)	24,800 (34,900)	14,600 (20,500)	13,100 (18,400)
		22 静岡県	25,300 (35,600)	-	31,200 (43,900)	24,400 (34,300)	22,700 (31,800)	22,100 (31,100)	23,800 (33,600)	24,800 (34,900)	15,100 (21,200)	13,000 (18,300)
	23 愛知県	25,200 (35,400)	-	28,000 (39,400)	24,400 (34,300)	22,700 (31,800)	20,800 (29,200)	23,500 (33,600)	24,800 (34,900)	15,500 (21,800)	13,300 (18,700)	
	24 三重県	25,800 (36,300)	-	28,100 (38,100)	24,400 (34,300)	-	21,700 (30,500)	24,000 (33,700)	24,800 (34,900)	14,800 (20,800)	12,800 (18,000)	
	近 畿	18 福井県	21,800 (30,700)	-	23,200 (32,600)	22,200 (31,200)	21,200 (29,800)	19,800 (27,800)	22,400 (31,500)	22,500 (31,600)	13,800 (19,400)	12,100 (17,000)
		25 滋賀県	23,700 (33,300)	-	23,800 (33,500)	22,200 (31,200)	-	20,600 (29,000)	22,800 (31,100)	23,500 (33,000)	13,400 (18,800)	11,300 (16,800)
26 京都府		23,300 (32,800)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	20,200 (28,400)	22,600 (31,800)	23,200 (32,600)	13,500 (19,000)	10,900 (15,300)	
27 大阪府		23,300 (32,800)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	20,300 (28,500)	22,400 (31,500)	23,000 (32,300)	13,200 (18,600)	11,500 (16,200)	
28 兵庫県		23,300 (32,800)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	20,000 (28,100)	22,500 (31,800)	23,000 (32,300)	13,000 (19,100)	11,400 (15,900)	
29 奈良県		23,700 (33,300)	-	24,000 (33,700)	22,200 (31,200)	-	21,200 (29,800)	22,600 (32,100)	22,900 (32,200)	13,700 (19,300)	11,400 (16,000)	
30 和歌山県		23,500 (33,000)	-	23,900 (33,600)	22,200 (31,200)	-	21,000 (29,500)	22,600 (31,800)	22,700 (31,900)	13,200 (18,600)	11,300 (15,800)	
中国		31 鳥取県	20,100 (28,300)	22,800 (32,100)	22,300 (31,400)	20,900 (29,400)	17,900 (25,200)	19,000 (26,700)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	13,900 (19,500)	11,000 (15,500)
		32 島根県	20,000 (28,100)	22,900 (32,200)	21,800 (30,700)	20,900 (29,400)	17,800 (25,200)	19,000 (26,700)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	13,900 (19,500)	11,000 (15,500)
		33 岡山県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,700 (31,900)	20,800 (29,200)	17,800 (25,000)	19,200 (27,000)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,300 (20,100)	12,300 (17,300)
		34 広島県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,700 (31,900)	20,800 (29,200)	17,800 (25,000)	19,200 (27,000)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,300 (20,100)	12,300 (17,300)
	35 山口県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,700 (31,900)	20,800 (29,400)	17,800 (25,200)	19,200 (26,600)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,100 (19,800)	11,700 (16,500)	
	四 国	36 徳島県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	13,700 (19,300)	12,200 (17,200)
37 香川県		-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	13,800 (19,400)	12,300 (17,300)	
38 愛媛県		-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	13,700 (19,300)	11,100 (16,600)	
39 高知県		-	-	-	21,100 (29,700)	-	-	-	21,400 (30,100)	12,500 (17,600)	10,600 (14,900)	
九州		40 福岡県	27,500 (38,700)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,400 (27,300)	21,800 (30,700)	22,500 (31,600)	13,500 (19,000)	11,900 (16,700)
	41 佐賀県	27,500 (38,700)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,100 (26,900)	21,800 (30,700)	22,700 (31,900)	13,400 (18,800)	11,700 (16,500)	
	42 長崎県	27,300 (38,400)	-	24,200 (33,800)	23,300 (32,800)	17,500 (24,600)	19,400 (27,300)	21,800 (30,700)	22,800 (32,100)	13,600 (19,000)	12,500 (17,600)	
	43 熊本県	27,600 (38,800)	-	23,300 (32,900)	23,400 (32,900)	17,500 (24,600)	19,100 (26,900)	21,800 (30,700)	22,500 (31,800)	13,100 (18,400)	11,900 (17,200)	
	44 大分県	26,900 (37,800)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,500 (27,400)	21,800 (30,700)	22,500 (31,600)	13,400 (18,800)	10,800 (15,200)	
	45 宮崎県	26,800 (37,800)	-	23,100 (32,500)	23,200 (32,600)	17,400 (24,500)	19,400 (27,300)	21,800 (30,700)	22,400 (31,500)	13,400 (18,800)	10,400 (14,600)	
	46 鹿児島県	27,000 (38,000)	-	22,900 (32,200)	23,300 (32,800)	17,300 (24,300)	19,300 (27,100)	21,800 (30,700)	22,400 (31,500)	14,300 (20,100)	12,100 (16,900)	
	沖縄	47 沖縄県	-	-	20,200 (28,400)	22,900 (32,200)	-	16,700 (24,500)	-	-	12,700 (17,900)	10,600 (14,900)

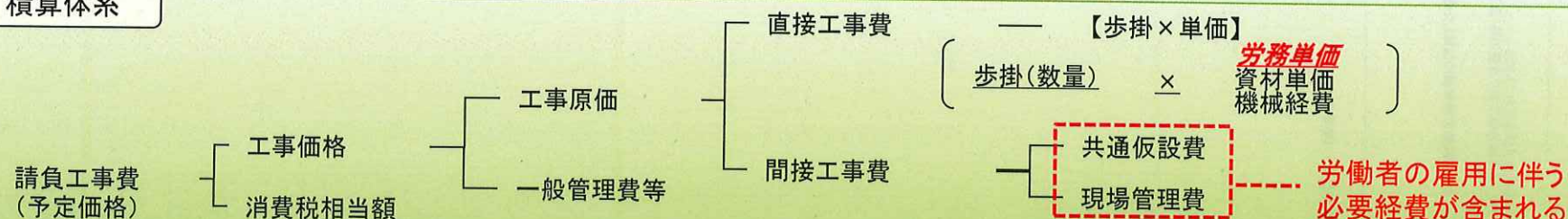
建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

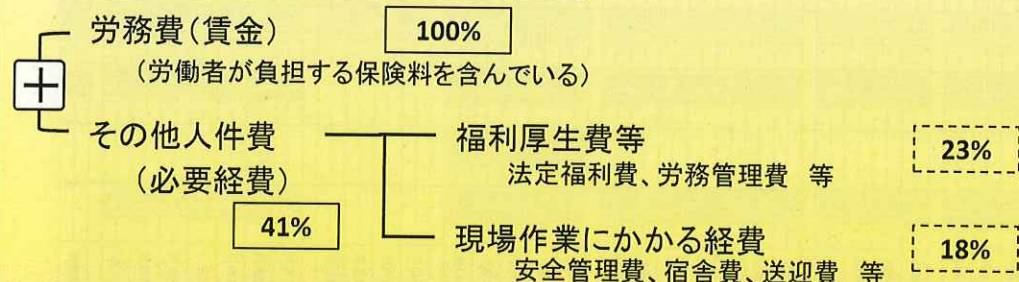
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費 〕

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である



「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1／2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和2年7月31日発出）

通達の内容

朱書き部分が今回の変更点

（１）見積り

- 明確な経費内訳による見積書の提出に基づく、双方の協議による適正な手順を踏まえた下請代金の設定
- 請負契約書に記載すべき事項（請負代金の額を除く）について、具体的内容を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意
- 追加・変更契約の際にも見積依頼及び見積書を提出することを徹底
- 改正建設業法第20条により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして見積りを行うことに留意
- 改正建設業法第20条の2により、注文者は地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに必要な情報を提供しなければならないことにも留意

（２）社会保険加入の徹底

- 改正建設業法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件となる点に留意
- 同じく施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項となる点に留意
- 令和2年10月以降は、元請負人による社会保険加入状況の確認等については、建設キャリアアップシステム活用を原則とする方針を周知徹底
- 元請負人は、下請負人に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結
- 下請負人は、元請負人又は直近上位の下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重
- 併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険への加入を徹底
- 建設工事標準請負契約約款の周知徹底

（３）契約

- 書面による建設工事着工前の契約締結の徹底
- 赤伝処理をする場合は合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 適正な手順による追加・変更契約、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意

（４）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、下請契約においても適正な請負代金と工期設定を行い、週休2日など休日確保の推進

（５）施工管理の徹底

- 見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理の一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き徹底
- 建設業法施行規則の改正により、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意
- 施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムの活用により代替できることについて周知

（６）検査及び引渡し

- 工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは直ちに引渡し

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要2/2

通達の内容

(7) 下請代金の支払

- 改正建設業法第24条の3により、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことから、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定することに留意
- そもそも下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めることに留意
- 手形期間は120日以内で、できる限り短期間の手形期間（将来的には60日以内）
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形の交付による支払の禁止
- できる限り短期間のファクタリング方式による決済期間
- 注文者から支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、建設工事の完成を確認した後、引渡し申し出の日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の下請負人への適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(8) 下請負人への配慮等

- 下請契約における関係者に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう配慮
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 建設キャリアアップシステムを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等、環境整備の実施
- 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費の適切な考慮、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 元請負人による建設業退職金共済制度の掛金納付の一括代行
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者による、下請負人への法令遵守指導

(9) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払
- 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(10) 消費税の円滑かつ適正な転嫁

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う対応に十分留意

(11) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等

- 新型コロナウイルスの影響により建設工事の一時中止・延期等を行う際は、適切な契約締結、下請代金の設定・支払の徹底を改めて周知
- 建設現場における「三つの密」対策や、それに伴う熱中症リスク軽減等を徹底

(12) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等の監督行政庁に通報したことを理由として、取引の停止など不利益な取扱いをしてはならないことに留意

(13) 関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等）への上記の事項に準じた配慮